

# ○森林組合連合会監査事業指導要領

〔昭和53年7月26日 53林野組第144号〕  
〔都道府県知事、連合会長あて 林野庁長官〕

最終改正：令和3年3月29日 2 林政経第501号

森林組合法（昭和53年法律第36号）は、先般、その施行期日を定める政令が定められ、来る10月2日から施行されることとされたところであるが、この法律により新たに森林組合連合会が行うことができることとなった会員の監査の事業については、別紙のように指導要領を定め、全国森林組合連合会及び各都道府県森林組合連合会あて通知したので、法の施行とともに各連合会が速やかに本事業を実施できるよう、貴管下都道府県森林組合連合会をよろしく御指導願いたい。

## 別 紙

### 第1 事業の趣旨及び実施方針

森林組合連合会（以下「連合会」という。）は、広域的な事業活動を通じて会員の行う事業活動を補完することと相まって、系統組織における上部機関として会員の指導教育を行い、系統組織全体の健全な発展を図るという重要な役割を担っている。

このため、従来「会員の指導及び連絡に関する施設（森林組合法（昭和53年法律第36号。以下「法」という。）による改正前の森林法（昭和26年法律第249号）第154条第1項第11号）」を行うこととされていたが、法では、これに「会員の監査に関する事業（法第101条第1項第18号。以下「監査事業」という。）」が追加され、連合会のこの面における機能が強化されることとなった。

このように、監査事業は、連合会が系統組織における指導団体としての立場において、会員に対する指導教育事業の一環として、会員の組織運営及び会計が適正かつ合理的であるかどうか重点を置いて行われるものであって、単に違法、不当事項の指摘にとどまることなく、系統組織全体の健全な発展のため、監査者及び被監査者が、共に現状の改善及び向上に努めるという基本的な方針のもとで遂行されるべきものである。

また、本事業は、その性格から公平性、中立性を確保して実施することが不可欠であるので、次の事項に留意して、本事業を円滑に推進する必要がある。

### 第2 事業の実施主体

監査事業は、法第101条第1項第18号の規定により、連合会が行うことができるものとされているが、事業の趣旨からも明らかなように、系統組織を挙げて行うことが望ましく、可及的に全国森林組合連合会（以下「全国連合会」という。）及び都道府県森林組合連合会の全てにおいて本事業が実施できるよう体制を整えるものとする。

### 第3 事業の対象

監査事業の対象は、事業の趣旨に鑑み、正会員である森林組合、生産森林組合及び連合会とする。

### 第4 事業の実施方法

## 1 監査規程

監査事業を行おうとする連合会は、法第102条第1項及び第2項により、監査の要領及びその実施方法等を記載した監査規程を定め、行政庁の承認を受けなければならないものとされている。

なお、監査規程例を別添のとおり定めたので、参考とされたい。

## 2 監査実施計画

監査事業を行う連合会は、本事業を計画的に実施するため毎事業年度当初に当該事業年度における監査実施計画を作成するものとする。

この場合、本事業が、監査の対象となる者の同意又は依頼に基づくものであることから監査の対象としようとする会員の意見を聴くとともに、本事業は系統組織の自主性に基づくものではあるものの、その手続、内容等が行政庁による検査と類似するものであり、これとの調整を図る必要があることから当該連合会の会員検査を所管する農林水産大臣又は都道府県知事の意見を求めるものとする。

## 3 監査の細則

上記のほか、監査事業を適正に実施するため、連合会の監査の基準、実施の準則、監査報告書等の様式を定める必要があるが、これらの模範例については、全国連合会が農林水産大臣と協議の上、定めることとする。

# 第5 森林組合監査士

## 1 監査士の選任

監査事業を行う連合会は、2に規定する資格を有する者の中から、森林組合監査士（以下「監査士」という。）を当該事業に従事させるため選任しなければならない。

この場合、監査事業の中立性を確保するため、その任免は参事及び会計主任に準じて理事の過半数で決する旨を定款に明記して、その身分の保証を図る必要がある。

## 2 監査士の資格

監査士は、法第102条第3項の農林水産省令で定める資格を有しなければならないとされているが、この資格については、森林組合法施行規則（平成18年農林水産省令第46号。以下「省令」という。）第107条に定められており、全国連合会が行う森林組合監査士試験に合格していることとされている。

なお、次に掲げるものは、この試験が免除される。

① 次の要件のいずれかを備え、全国連合会からその旨の認定を受けた者

イ. 国又は地方公共団体において、森林組合等の検査に従事した期間の通算が5年以上に達すること。

ロ. 農業協同組合監査士の資格を有し、かつ、国又は地方公共団体において、森林組合の検査に従事した期間の通算が2年以上に達すること。

② 前号に掲げる者と同等の学識及び経験を有すると全国連合会が認めた者

## 3 森林組合監査士試験

森林組合監査士試験は、省令第107条第3項により全国連合会が試験課目、試験方法及び受験資格につき、農林水産大臣の承認を受けた上で実施することとなっており、実施時期等と併せこれらについては、追って全国連合会から通知されることとなっている。

## 4 監査士の所属

監査事業の中立性を確保するため、監査士及びその所属部は、組織上他の事業部門

から独立し、会長に直属した機構とする必要がある。

# 〇〇森林組合連合会監査規程例

## 第1章 監査の要領及びその実施方法

**第1条** この会が行う監査事業は、この会の正会員（以下「組合」という。）を対象として行うものとする。

「備考」

全国森林組合連合会にあつては、本条及び以下の条中「組合」とあるのは「会員」とする。

**第2条** この会は、毎事業年度監査の対象としようとする組合及び〇〇県（都道府）知事の意見を聴いて、監査実施計画を定めるものとする。

② 前項の監査実施計画においては、監査の対象となる組合、監査の実施時期、監査に当たる森林組合監査士（以下「監査士」という。）その他の職員の員数その他監査の実施の細目を定めるものとする。

③ この会は、第1項の監査実施計画に重要な変更を行おうとするときは、同項の規定の例によるものとする。

④ この会は、第1項の監査実施計画を定めたときは、速やかに、これを、当該監査実施計画において監査の対象となる組合として定められた組合及び〇〇県（都道府）知事に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

「備考」

全国森林組合連合会にあつては「〇〇県（都道府）知事」とあるのは、「農林水産大臣」とする。

**第3条** この会は、組合から監査を受けたい旨の申出があつたときは、前条の規定にかかわらず、会務に支障のない限り、当該申出に係る組合の監査を行うものとする。

**第4条** 監査は、この会に置かれる監査士が実施する。

**第5条** 監査は、実地の監査、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）の監査又はこれらを組み合わせた方法により行う。

**第6条** 監査は、組合の組織、運営及び会計の全般について、監査の範囲を定めて行う。

② 監査に当たっては、監査の基準とする日（以下「監査基準日」という。）を定め、その時点の状況について、監査を行う。ただし、必要がある場合には、既往に遡って、又は監査基準日後の状況についてこれを行うことができる。

③ 第1項の監査において計算関係書類等（森林組合法第50条第2項の規定に基づき理事が作成した貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表、事業報告及び附属明細書をいう。）の適正性の確認を行う場合には、組合の決算期の末日を基準として行う。

「備考」

全国森林組合連合会にあつては、「森林組合法第50条第2項」とあるのは「森林組合法第109条第3項において準用する同法第50条第2項」とする。

**第7条** 組合の事務所又は出張所において監査を行うに当たっては、組合の理事及び監事

のそれぞれ1人以上の立会いを得て行うものとする。ただし、従たる事務所、出張所等において監査を行う場合には、職員の立会いを得ればよい。

**第8条** 組合の事務所又は出張所において監査を行う場合には、その執務時間内にこれを行うものとする。ただし、理事、参事その他の責任者の承諾を得たときは、執務時間外であってもこれを行うことができる。

**第9条** 監査に当たっては、必要に応じ、組合の事務所、出張所、倉庫、加工場その他の場所に立ち入り、金銭、物品、帳簿その他の物件を調査し、理事、監事若しくは職員に対し説明を求め、又は必要な書類の作成を求めるものとする。

**第10条** 監査士は、別記様式の森林組合監査士証（以下「監査士証」という。）を携帯し、必要に応じてこれを提示するものとする。

**第11条** 監査士は、監査を終了したときは、組合の理事及び監事に対し、その監査結果につき意見を述べるものとする。

**第12条** 監査士は、監査を終了したときは、速やかに監査報告書を作り会長に提出しなければならない。

② 監査報告書には、監査に従事した監査士及び補助者の氏名、監査実施期間、所要日数、監査の範囲、順序及び手続の概要並びに監査の成績を記載し、監査士の意見を付するものとする。

③ この会は、監査を受けた組合に対し、当該監査報告書を交付するものとする。

**第13条** この規程に定めるもののほか、監査の要領及びその実施についての細則は、別に監査細則で定める。

## 第2章 監査士の服務

**第14条** 監査士は、監査士としての正当な注意をもって誠実にその職務に服し、監査士の信用を傷つけ又は監査士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

**第15条** 監査士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし又は窃用してはならない。監査士でなくなった後であっても同様とする。

**第16条** 監査士は、過去1年以内において役員若しくは職員であった組合又は著しい利害関係を有する組合については監査を行うことができない。

**第17条** 監査士は、疾病その他やむを得ない事由により監査ができず、又は監査の実施に関し変更の必要が生じた場合には、速やかに会長の指揮を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によって指揮を受けることができないときは、監査日程の変更その他必要な措置を講じ、速やかに、その旨を会長に報告しなければならない。

**第18条** 会長は、監査士を懲戒することができる。この場合においては、本人に対しあらかじめその旨を通知して弁明の機会を与えなければならない。

② 前項の懲戒は、次の3種とする。

- 1 戒告
- 2 停職
- 3 解任

③ 会長は、第1項の規定により監査士を懲戒する場合には、前項第1号及び第2号の懲戒にあっては理事会の決定を、第3号の懲戒にあっては副会長及び過半数の理事の同意を得なければならない。

**第19条** 停職の期間は1年を超えない期間内において理事会で定める。

② 停職者は、監査の職務に従事することができない。

**第20条** 監査士が故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類を虚偽、錯誤又は脱漏のないものとして処理した場合には、停職とし、又は解任することができる。

② 監査士が相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類を虚偽、錯誤又は脱漏のないものとして処理した場合には、戒告し、又は停職とすることができる。

**第21条** 監査士が第13条の規定に違反したときは、戒告し、又は停職とすることができる。

② 監査士が第14条の規定に違反したときは、停職とし、又は解任することができる。

**第22条** 監査士は、監査士でなくなったとき、又は停職とされたときは、監査士証を会長に返付しなければならない。

**第23条** 監査士の服務に関しては、この章に定めるもののほか、就業規則の定めるところによる。

#### 附 則

この規程は、行政庁の承認を受けたときから施行する。

別記様式（森林組合監査士証の様式）

（表面）

（裏面）

<p>第 号 森 林 組 合 監 査 士 証</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>写 真 貼 付 欄</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日 生</p> <p>右の者はこの会の森林組合監査士であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇森林組合連合会会長</p>	<p>注 意</p> <p>一 本証は、会員の監査の際必ず携帯しなければならない。</p> <p>二 本証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>三 本証を紛失したときは、直ちにその旨をこの会に届け出なければならぬ。</p> <p>四 森林組合監査士がその職を退いたとき、又は停職とされたときは、本証を直ちにこの会に返付しなければならない。</p>
--	---